

集会アピール

私たちは、男女が共に社会の対等・平等な構成員、パートナーとなる、男女平等社会の実現をめざし、今日多くの男女組合員がここに集い「男女共生集会」を開催しました。

1986年に「男女雇用機会均等法」が施行され、私たち、労働組合も職場における男女差別の改善に取り組んできました。また国も、「改正育児・介護休業法」の施行や「男女共同参画社会基本法（1999年）」の基本的方向として、「男女共同参画基本計画」を策定し、昨年12月には第3次の「男女共同参画基本計画」が閣議決定されるなど、男女ともに生きやすい社会をめざしています。

2010年の総務省の調べによると、全雇用労働者の4割以上が女性であり、今や女性労働者は、日本経済の成長・発展に欠かせないものとなっています。しかし、実態として、女性は就業継続がむずかしく、出産育児を機に約6割以上が離職しているといったことや都道府県労働局への相談で、「妊娠・出産等を理由とする不利益取り扱い」が多いといった現状があり極めて深刻です。また女性労働者の雇用形態をみると、依然として非正規労働者は多く、総じて低い労働条件から、年収200万円以下のワーキングプアといわれる女性は4割以上という、就労・生活支援などの機能強化も喫緊の課題となっています。男性の働き方についても、育児に関わりたくても長時間労働により、家事・育児に関わるのが困難といったことから、ワーク・ライフ・バランスを社会全体で進めていかなければいけません。

国の「第3次男女共同参画基本計画」を進めるとともに、労働組合として、男女とも働き続けられる環境、また仕事における男女平等に向けて、連合の行動計画に掲げている統一目標“運動方針に男女平等参画を明記”や“女性組合員比率の女性役員を配置”また、“女性役員ゼロ組織をなくす”ことを推進していかなければなりません。

労働組合における女性参画の重要性や、男女ともに仕事と生活の調和が可能となるよう、働き方や組合活動のあり方を見直し、私たち一人一人がやりがいのある仕事、安心して働き続けられる職場環境づくりに向けて、何が出来るか一緒に考え、行動し、構成組織・単組が一丸となって、取り組んでいきましょう。

2011年6月29日

2011 連合大阪男女共生集会